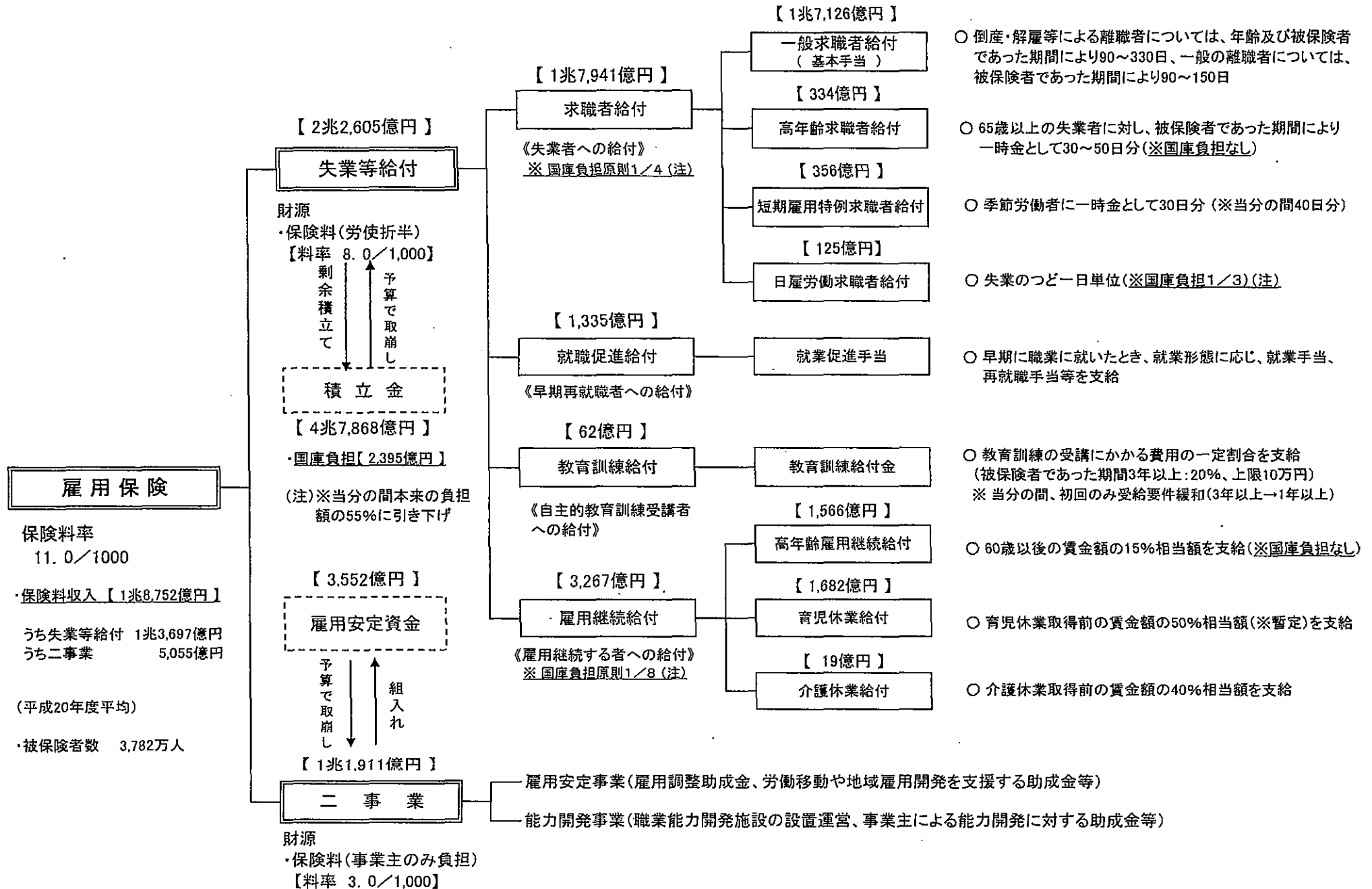


資料

No. 1

雇用保険の給付関係資料

雇用保険制度の概要(平成21年度補正予算)



失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（＊１）した場合において、離職の日以前２年間に被保険者期間が１２月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前１年間に被保険者期間が６月以上ある場合にも）、４週間に１回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（＊２）される。

＊１）「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第４条第２項）

＊２）なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、３か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則８０～５０％、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては９０日～１５０日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては９０日～３３０日、有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則９０日～１５０日であるが、平成２４年３月３１日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ９０日～３３０日となっている。

給付日数（原則）

（イ）倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

被保険者であった期間 区分	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 １０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
３０歳未満	９０日	９０日	１２０日	１８０日	—
３０歳以上３５歳未満		９０日	１８０日	２１０日	２４０日
３５歳以上４５歳未満		９０日	１８０日	２４０日	２７０日
４５歳以上６０歳未満		１８０日	２４０日	２７０日	３３０日
６０歳以上６５歳未満		１５０日	１８０日	２１０日	２４０日

（ロ）自己都合離職者（ハ）を除く）

被保険者であった期間 区分	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 １０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
全年齢	—	９０日	９０日	１２０日	１５０日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成２４年３月３１日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

（ハ）就職困難な者（障害者等）

被保険者であった期間 区分	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 １０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
４５歳未満	１５０日	３００日			
４５歳以上６５歳未満		３６０日			

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,580円	6,290円
30歳以上45歳未満	13,980円	6,990円
45歳以上60歳未満	15,370円	7,685円
60歳以上65歳未満	14,890円	6,700円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

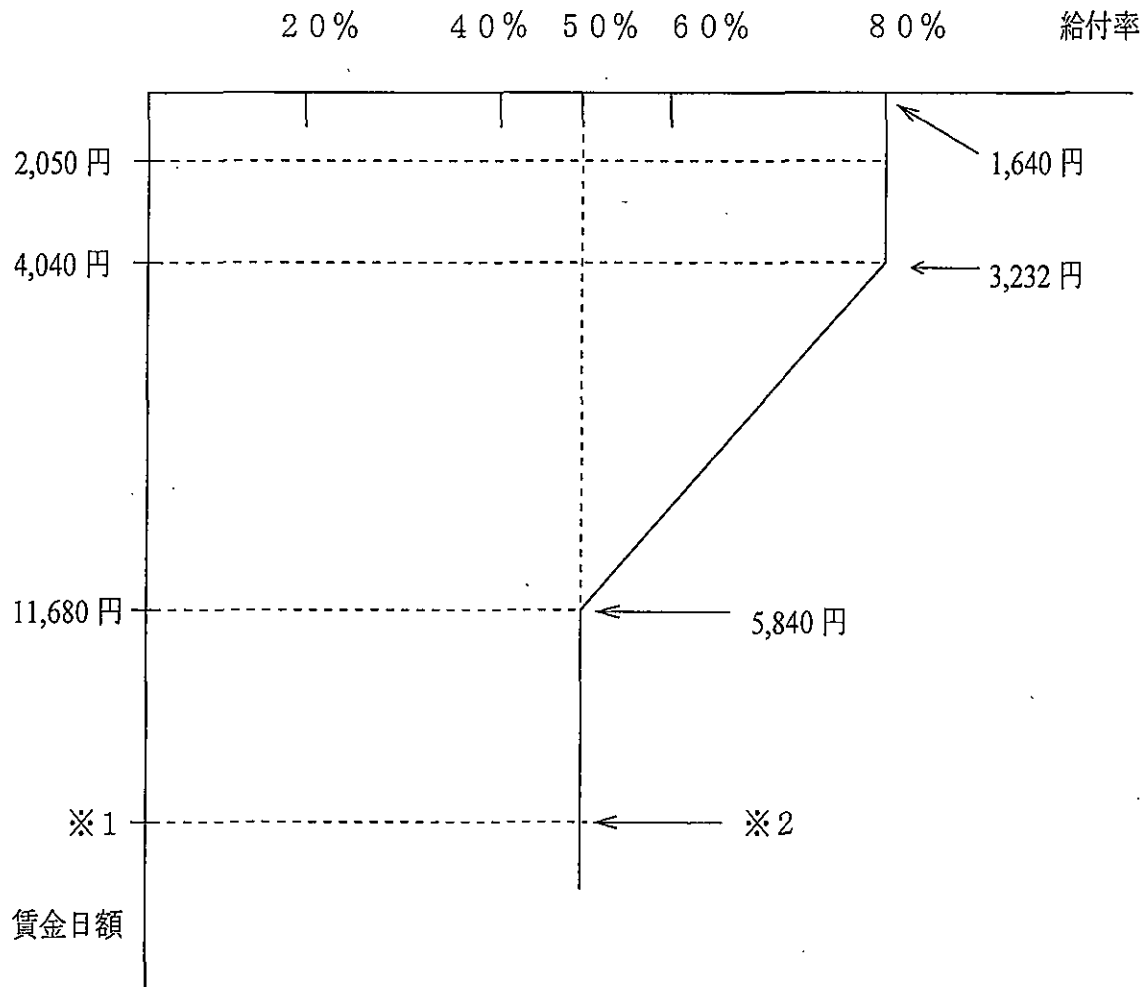
賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～ 4,040円	80%	1,640円～ 3,232円
4,040円～11,680円	80～50%	3,232円～ 5,840円
11,680円～15,370円	50%	5,840円～ 7,685円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～ 4,040円	80%	1,640円～ 3,232円
4,040円～10,470円	80～45%	3,232円～ 4,711円
10,470円～14,890円	45%	4,711円～ 6,700円

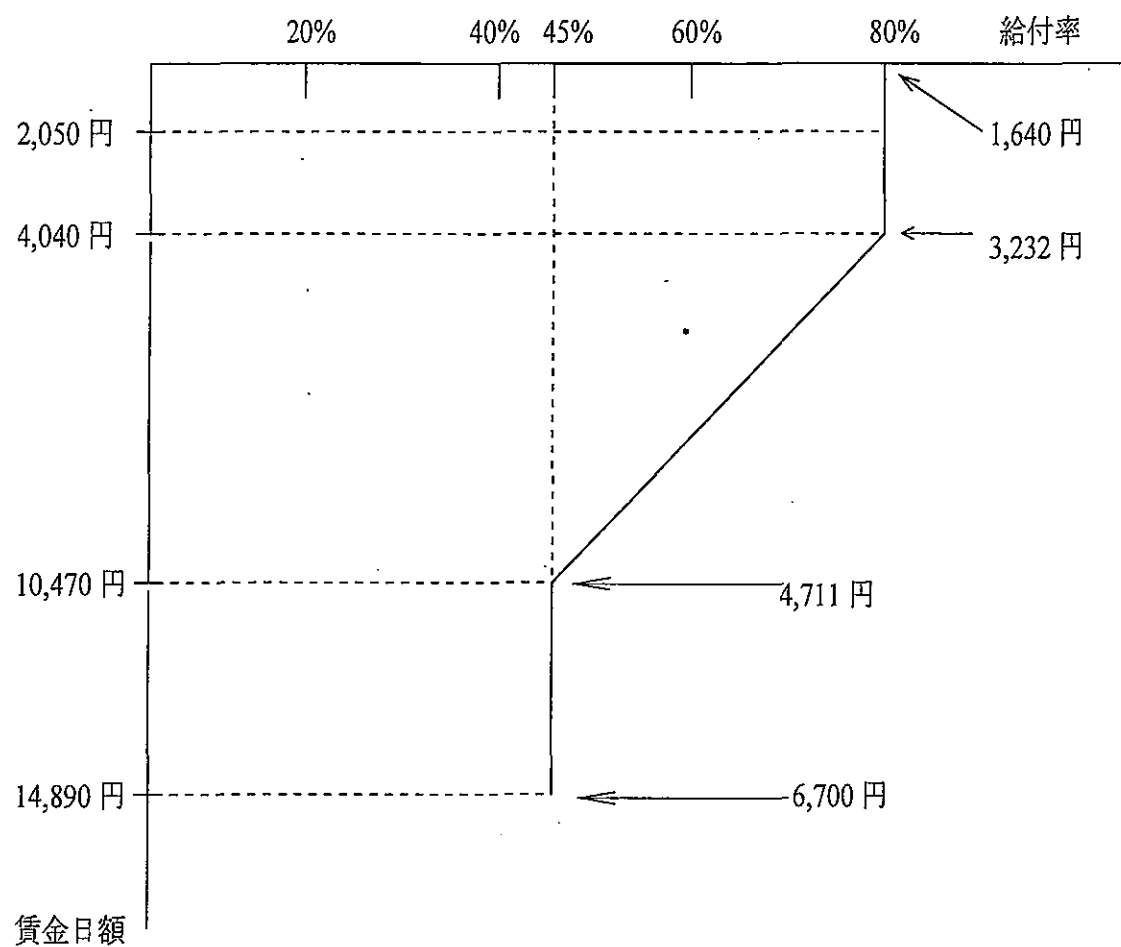
基本手当の給付率

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率



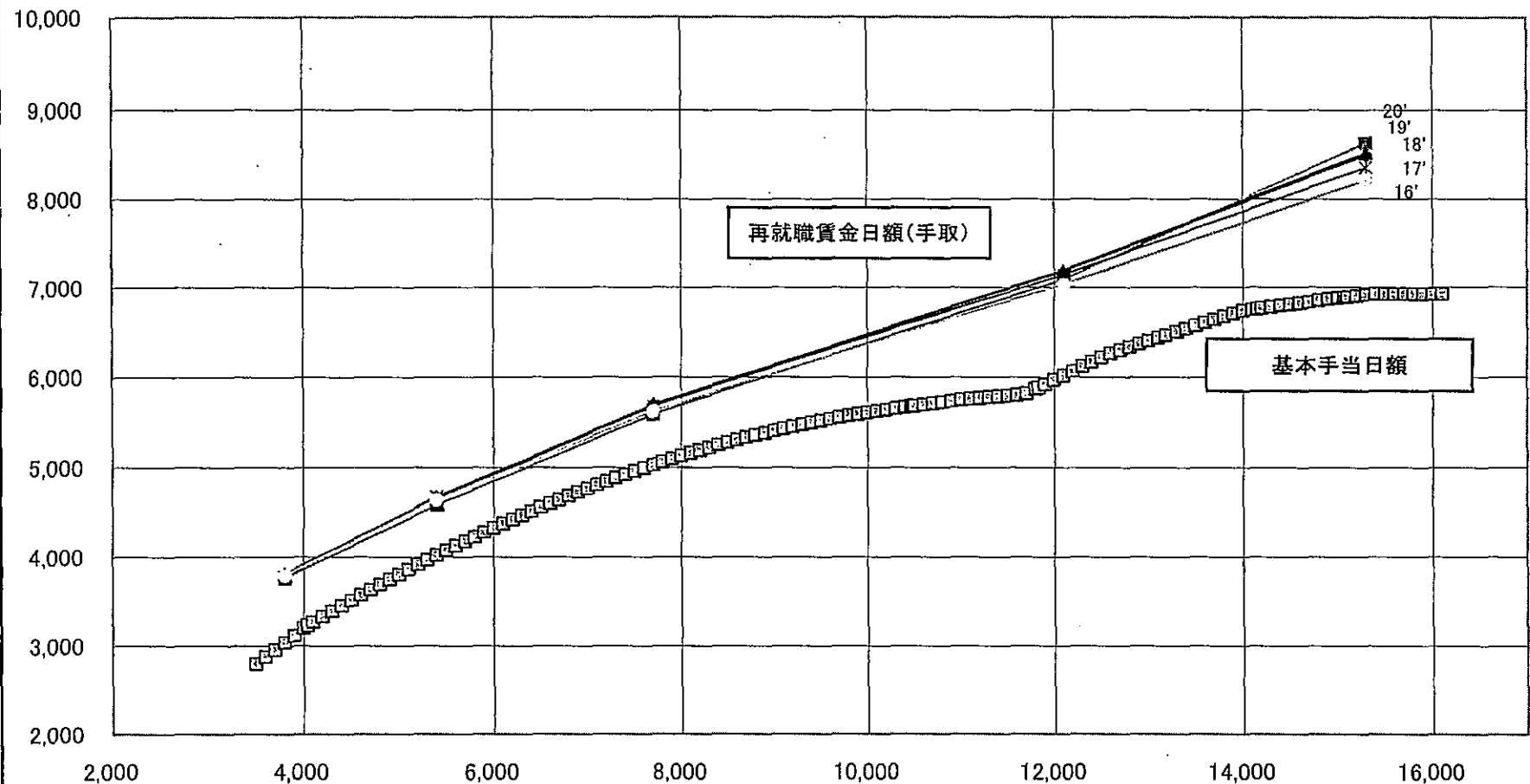
	賃金日額 ※1	基本手当 日額※2
30歳未満	12,580 円	6,290 円
30歳以上45歳未満	13,980 円	6,990 円
45歳以上60歳未満	15,370 円	7,685 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率



基本手当日額・再就職賃金日額(円)

基本手当日額と再就職賃金日額の状況(全年齢)



注) 再就職賃金日額は、平成16年度、17年度、18年度、19年度及び20年度に受給資格決定をした者について、平成21年7月末の状況を調査したものである。

離職の際の賃金日額

基本手当の給付日数(原則)

①倒産、解雇等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

②有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	90日	120日	150日

※②のうち、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者及び被保険者期間6月以上12月未満の正当な理由による自己都合離職者については、平成24年3月31日までは、暫定的に①の給付日数となる。

③一般の離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

④就職困難な者(障害者等)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当支給終了者の推移

(単位:人、%)

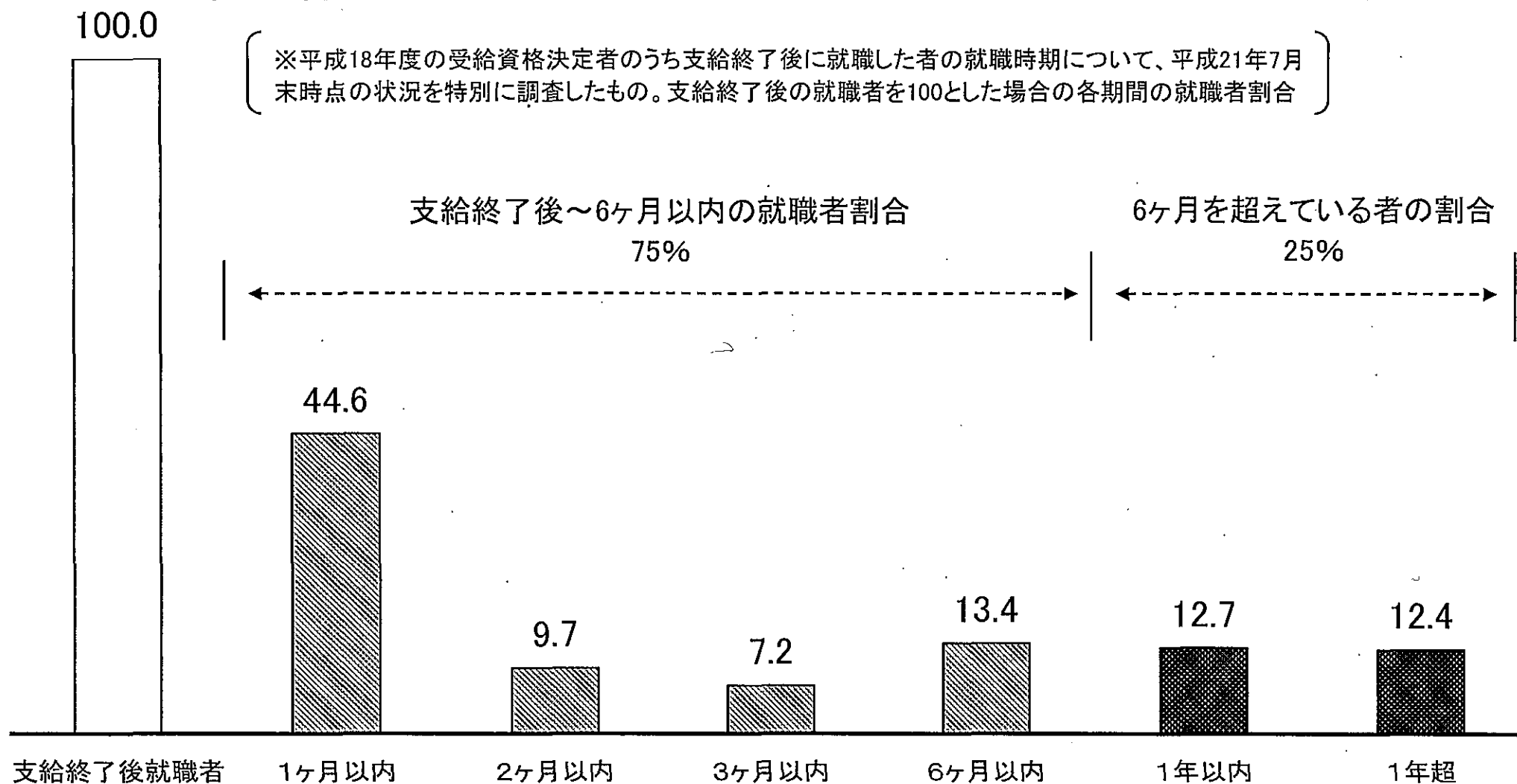
	①初回受給者数	②支給終了者数	③支給終了率 (②/①)
平成13年度	2,375,228	1,748,918	73.6%
平成14年度	2,312,366	1,856,693	80.3%
平成15年度	1,990,245	1,647,405	82.8%
平成16年度	1,790,799	1,411,701	78.8%
平成17年度	1,704,781	1,302,872	76.4%
平成18年度	1,606,197	1,203,354	74.9%
平成19年度	1,567,895	1,167,923	74.5%
平成20年度	1,816,338	1,141,825	62.9%

(注1) 支給終了者とは、所定給付日数を全て受給した受給者数である。

(注2) 各年度の支給終了者には、前年度以前の初回受給者のうち当年度において支給終了に至った者を含む。

雇用保険受給者のうち支給終了後に就職した者の就職時期

※平成18年度の受給資格決定者のうち支給終了後に就職した者の就職時期について、平成21年7月末時点の状況を特別に調査したもの。支給終了後の就職者を100とした場合の各期間の就職者割合



(注) 調査時点での就職者は約127万人(調査対象者の64.6%)、未就職者は約70万人(35.4%)となっている。

基本手当の受給資格要件等について

	被保険者期間	給付日数
解雇・倒産等による離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	<u>90～330日</u>
雇止め等による離職者(※)	<u>6月以上必要</u> (離職の日以前1年間で)	90～150日 (暫定措置として3年間、 <u>90～330日</u>)
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

※ 平成21年の改正雇用保険法により新設。

受給者実人員の推移

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成16年度	682,046	(△ 18.8)
平成17年度	627,837	(△ 7.9)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成20年度	606,686	(7.1)
平成19年 8月	636,917	(△ 4.4)
9月	590,791	(△ 3.3)
10月	599,148	(△ 0.8)
11月	563,907	(△ 2.7)
12月	534,954	(△ 2.1)
平成20年 1月	542,277	(△ 0.7)
2月	518,182	(△ 2.6)
3月	498,526	(△ 4.8)
4月	500,496	(△ 2.6)
5月	552,045	(△ 7.4)
6月	568,164	(△ 3.1)
7月	607,559	(△ 1.8)
8月	601,220	(△ 5.6)
9月	606,114	(2.6)
10月	597,093	(△ 0.3)
11月	556,622	(△ 1.3)
12月	585,619	(9.5)
平成21年 1月	618,981	(14.1)
2月	693,316	(33.8)
3月	792,998	(59.1)
4月	882,198	(76.3)
5月	940,044	(70.3)
6月	1,012,154	(78.1)
7月	1,001,375	(64.8)
8月	962,206	(60.0)

(注) 各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。

受給資格決定件数の推移

(単位：件、%)

	受給資格決定件数	
		(前年比)
平成16年度	2,152,030	(△ 7.8)
平成17年度	2,088,236	(△ 3.0)
平成18年度	1,987,274	(△ 4.8)
平成19年度	1,895,008	(△ 4.6)
平成20年度	2,200,007	(16.1)
平成19年 8月	153,000	(△ 3.3)
9月	141,241	(△ 9.9)
10月	181,074	(4.4)
11月	127,053	(△ 7.0)
12月	100,459	(△ 11.1)
平成20年 1月	148,856	(△ 9.6)
2月	131,090	(△ 8.2)
3月	132,509	(△ 13.9)
4月	259,105	(△ 4.4)
5月	179,515	(△ 10.6)
6月	144,857	(△ 4.2)
7月	156,716	(△ 0.2)
8月	139,181	(△ 9.0)
9月	153,673	(8.8)
10月	181,622	(0.3)
11月	135,101	(6.3)
12月	140,304	(39.7)
平成21年 1月	241,606	(62.3)
2月	226,622	(72.9)
3月	241,705	(82.4)
4月	370,821	(43.1)
5月	249,250	(38.8)
6月	200,627	(38.5)
7月	196,554	(25.4)
8月	160,670	(15.4)

個別延長給付の概要

1 概要

有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日延長する。（平成21年3月31日から平成24年3月31日までの暫定措置）
（雇用保険法附則第5条）

※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者（次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者）

（1）45歳未満の求職者

（2）直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域の求職者

- ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\left[\begin{array}{l} \text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}} \end{array} \right]$$

※ 地域は都道府県単位で、年1回、大臣告示により指定するが、地域の雇用失業情勢に応じて、年度途中でも追加する。（年度途中での指定取消しは行わない）

※ 平成21年10月1日時点の指定地域（35道府県）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（3）公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

個別延長給付の施行状況(平成21年改正後)

○ 特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長(個別延長)

	4月	5月	6月	7月	8月	4月～8月累計
初回受給者数	22,165人	45,484人	51,612人	59,454人	57,939人	236,654人
(対象地域)	(29道府県)	(30道府県)	(30道府県)	(34道府県)	(34道府県)	(34道府県)

※基本手当支給終了年月日が平成21年3月31日の初回受給者数、1,708人。

(H21改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化

(◎は3年間の暫定措置)

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日:平成21年3月31日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

* 船員保険法についても、雇用保険法に準じて改正。

高年齢雇用継続給付の概要

1 支給対象者

60 歳時点に比して賃金額が 25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者）

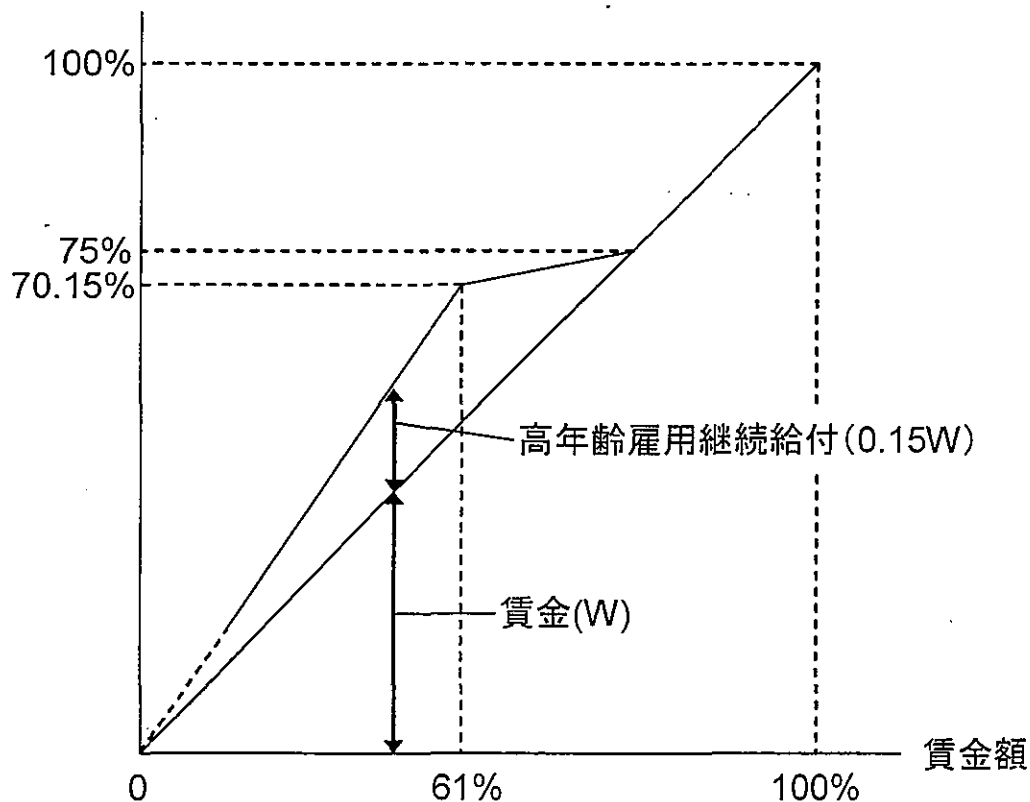
2 給付額

60 歳以後の賃金の 15%（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15%を超え 75%未満の場合は逡減した率）

3 支給期間

65 歳に達するまでの期間

賃金額＋給付額



(注) 100%は60歳時点の賃金である。

高年齢雇用継続給付の支給状況

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
	(前年比)		(前年比)	
平成18年度	125,382	(20.7)	110,503,006	(△ 12.0)
平成19年度	179,400	(43.1)	112,548,921	(1.9)
平成20年度	199,806	(11.4)	124,820,924	(10.9)
平成19年 8月	12,501	(55.9)	9,115,073	(2.7)
9月	12,177	(34.8)	9,521,876	(△ 0.6)
10月	12,726	(46.1)	9,347,480	(6.1)
11月	15,117	(34.8)	9,729,304	(2.7)
12月	14,917	(27.1)	9,221,594	(5.8)
平成20年 1月	12,856	(18.9)	9,805,874	(4.4)
2月	12,928	(19.4)	9,278,931	(8.2)
3月	15,839	(14.8)	10,023,417	(4.9)
4月	13,962	(12.3)	9,198,601	(9.6)
5月	20,106	(8.7)	9,911,655	(4.2)
6月	25,479	(18.8)	9,729,434	(11.1)
7月	21,576	(20.2)	10,670,357	(8.4)
8月	13,012	(4.1)	9,919,127	(8.8)
9月	13,332	(9.5)	10,582,391	(11.1)
10月	13,228	(3.9)	10,348,392	(10.7)
11月	15,413	(2.0)	10,700,267	(10.0)
12月	15,214	(2.0)	10,430,862	(13.1)
平成21年 1月	14,556	(13.2)	11,147,126	(13.7)
2月	14,956	(15.7)	10,656,491	(14.8)
3月	18,972	(19.8)	11,526,221	(15.0)
4月	17,450	(25.0)	10,771,138	(17.1)
5月	24,012	(19.4)	11,441,411	(15.4)
6月	29,809	(17.0)	11,528,725	(18.5)
7月	25,882	(20.0)	12,424,364	(16.4)
8月	15,752	(21.1)	11,607,437	(17.0)

(注1) 各年度の数値は、年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

過去の雇用保険部会での報告書

平成18年12月27日

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（抜粋）

第3 今後の課題

- ① マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、今後とも議論すべきである。
- ② 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65歳以降への対処について、今後とも検討すべきである。
- ③ 基本手当の所定給付日数及び日額水準については、平成12年及び15年の雇用保険法改正により受給者の早期再就職の促進等の観点から抜本的な適正化を行ったことから、当面、給付水準を変更すべきではなく、15年改正の効果をさらに見極めるべきである。
- ④ 失業認定等基本手当に係る制度の運用や育児休業給付等その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行っていくべきである。
- ⑤ 高年齢雇用継続給付については、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成24年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきである（同年度までに60歳に達した者を対象とする。）。
なお、給付内容については、当面現状維持とすべきである。また、改正高年齢者雇用安定法の的確な施行に努める必要がある。
- ⑥ 育児休業給付については、「雇用保険部会審議経緯」（平成17年1月14日、第29回労働政策審議会職業安定分科会配付資料）に留意すること。
- ⑦ 雇用安定事業等については、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきである。

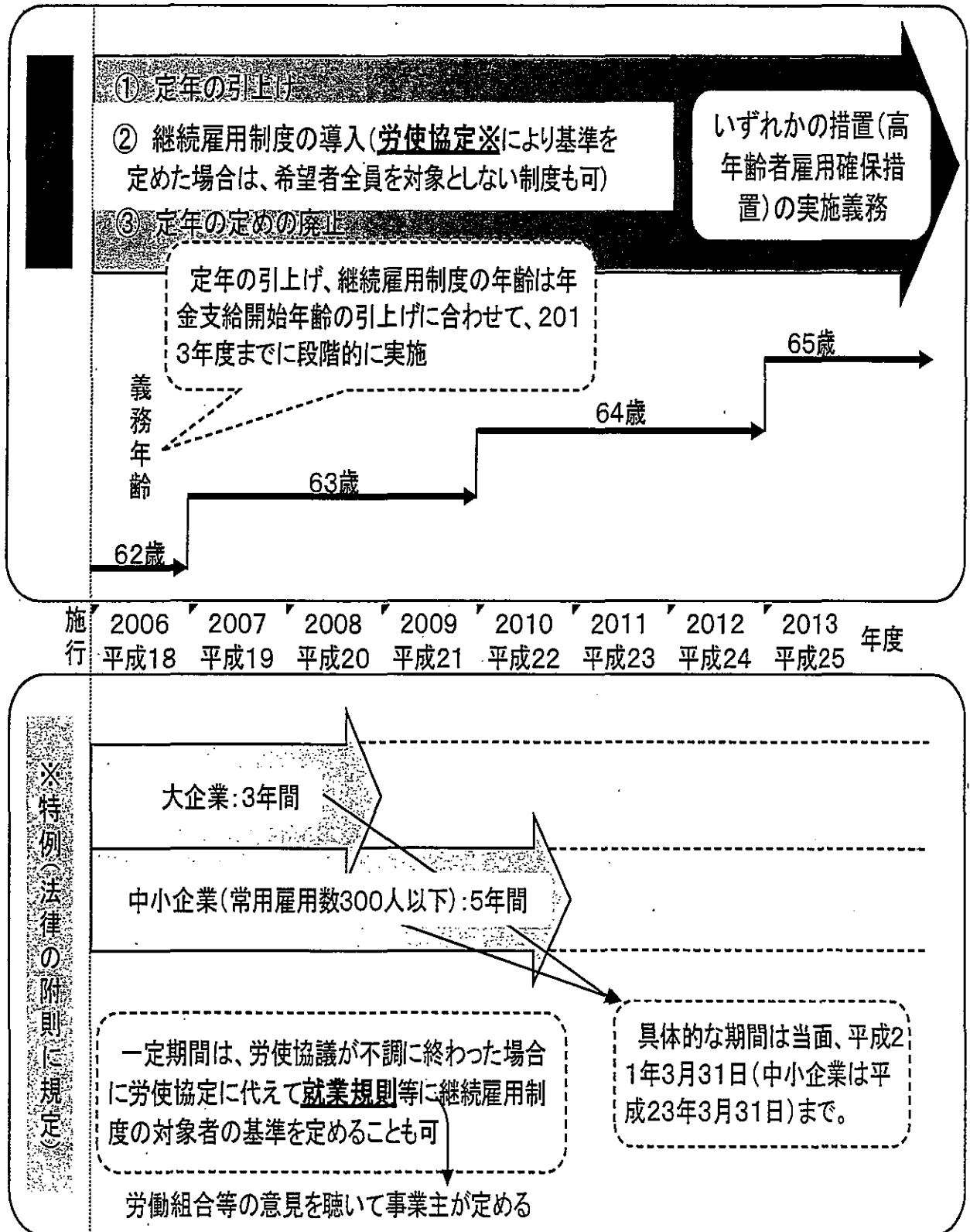
平成20年12月25日

雇用保険部会報告（抜粋）

4 今後の課題

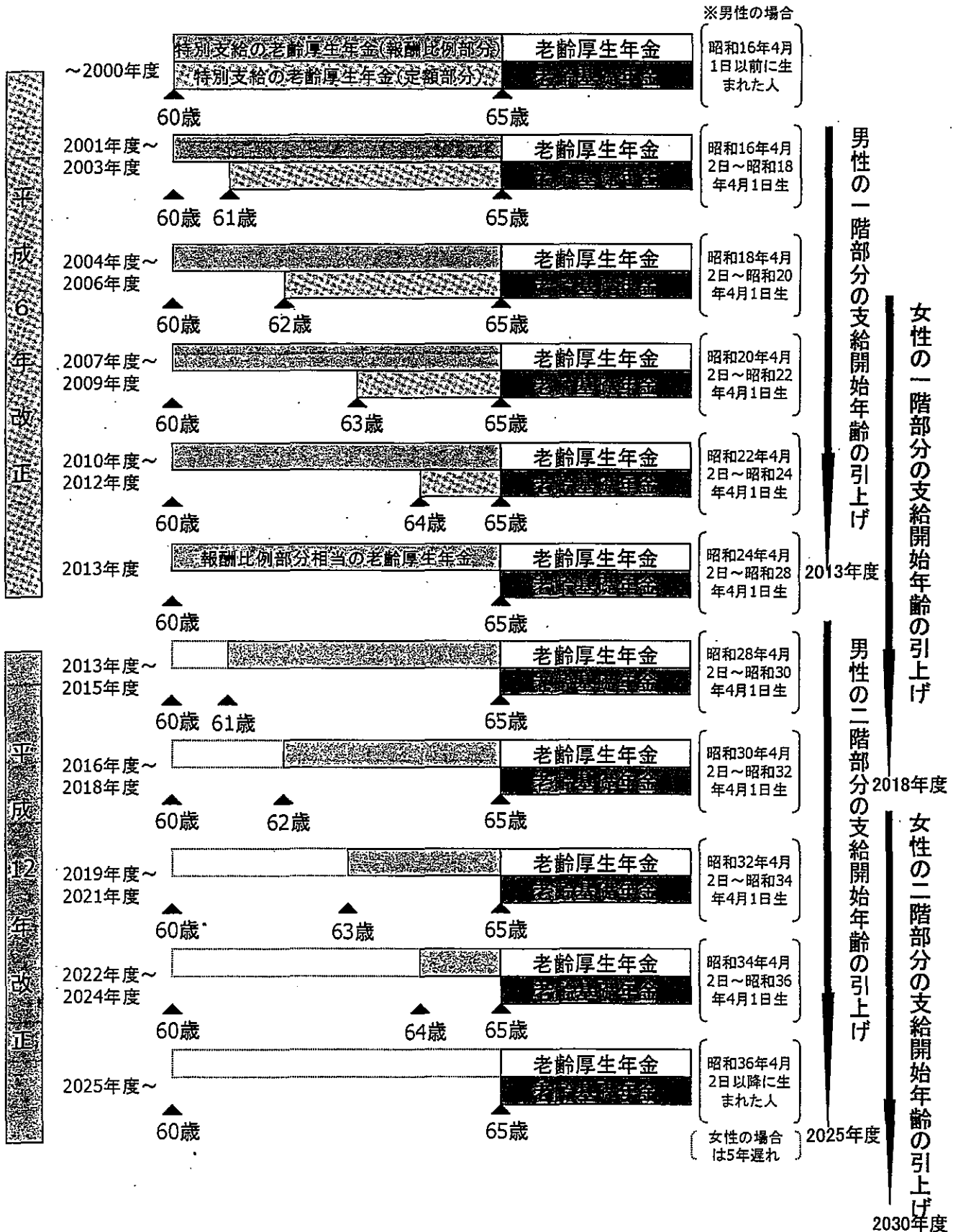
- 平成22年度以降の雇用保険料率のあり方や、平成19年1月9日の雇用保険部会報告において「今後の課題」とされた65歳以降への対処等については、今後の雇用失業情勢や雇用保険の財政状況を見極めつつ、引き続き検討すべきである。

図表1：高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の実施義務年齢

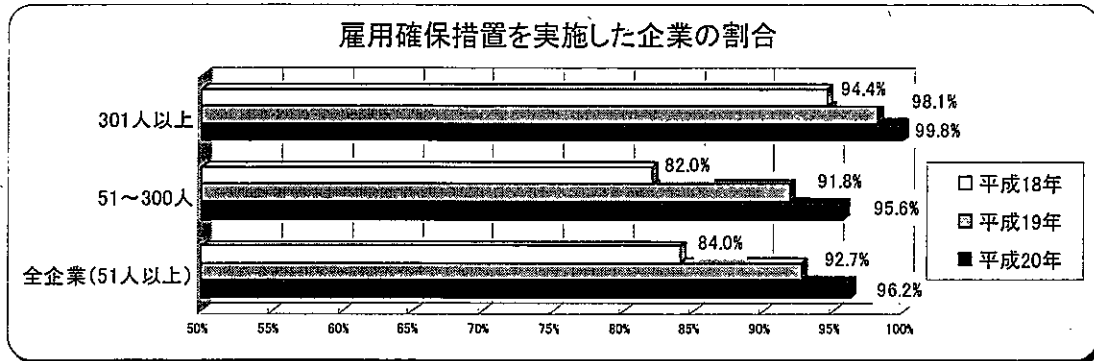


図表2: 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

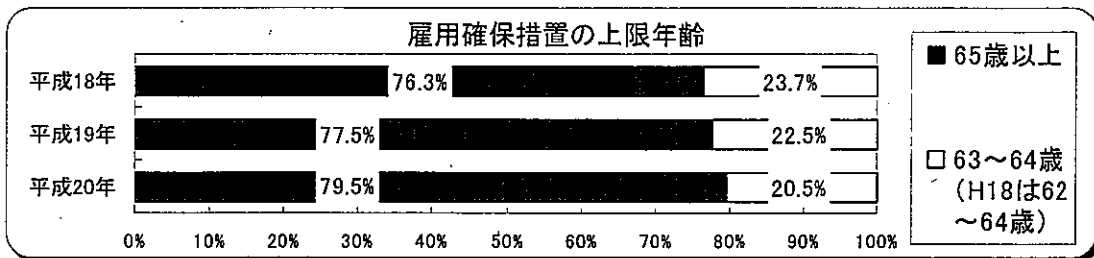
支給開始年齢の引上げのスケジュール



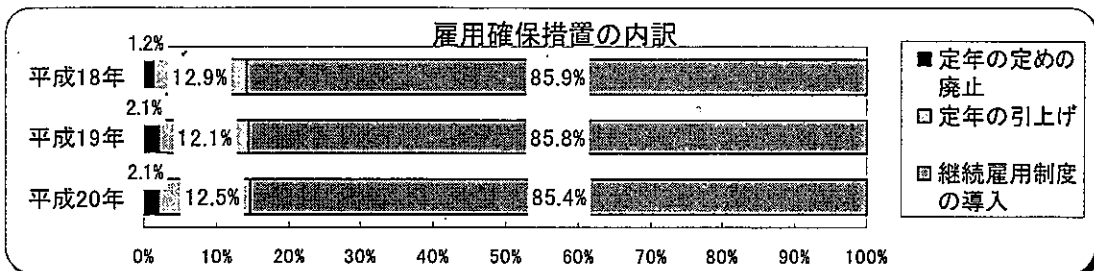
図表 3 - 1



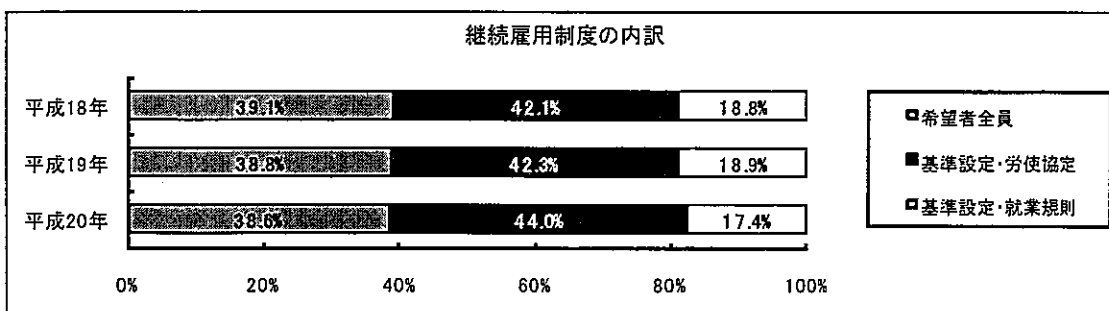
図表 3 - 2



図表 3 - 3



図表 3 - 4



資料出所「平成20年度 高齢者雇用状況報告」

高年齢求職者給付金の支給状況

《概要》

同一の適用事業主に65歳以前から引き続いて雇用されている65歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の概要	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

（単位：人、%、千円）

	受給者数		支給金額	
		（前年比）		（前年比）
平成16年度	110,024	（△ 11.2）	24,249,472	（△ 27.9）
平成17年度	108,194	（△ 1.7）	23,630,192	（△ 2.6）
平成18年度	109,877	（ 1.6）	23,870,545	（ 1.0）
平成19年度	114,024	（ 3.8）	24,799,937	（ 3.9）
平成20年度	134,569	（ 18.0）	29,085,114	（ 17.3）
平成20年4月	21,107	（ 5.1）	4,733,559	（ 4.4）
5月	17,959	（△ 0.2）	3,942,012	（△ 0.2）
6月	9,624	（ 1.3）	2,074,320	（ 1.1）
7月	9,065	（ 9.0）	1,973,959	（ 7.4）
8月	7,674	（△ 0.5）	1,671,833	（△ 0.6）
9月	7,832	（ 21.5）	1,672,501	（ 21.9）
10月	9,882	（ 17.7）	2,124,594	（ 17.4）
11月	7,368	（ 4.8）	1,550,200	（ 4.7）
12月	7,122	（ 41.5）	1,481,974	（ 39.1）
平成21年1月	11,462	（ 50.1）	2,472,533	（ 49.3）
2月	12,844	（ 43.1）	2,740,827	（ 42.9）
3月	12,630	（ 83.2）	2,646,801	（ 82.9）
4月	29,019	（ 37.5）	6,365,156	（ 34.5）
5月	24,834	（ 38.3）	5,410,896	（ 37.3）
6月	14,781	（ 53.6）	3,152,281	（ 52.0）
7月	13,526	（ 49.2）	2,918,624	（ 47.9）
8月	10,162	（ 32.4）	2,184,273	（ 30.7）

（注1）各年度の数値は年度合計値である。

（注2）支給金額は業務統計値である。

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合であって、支給要件期間^(注2)が3年以上(※)のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)の教育訓練給付金が支給される

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年(適用対象期間の延長^(注3))が行われた場合には最大4年)以内にある者。

※ ただし、初めて受給する場合は、当分の間、支給要件期間を1年以上に緩和。

(注1) 雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は5,436講座(平成21年10月1日現在)。

(注2) 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

(注3) 「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数(最大3年間)を加算することができるというもの。

教育訓練給付の支給実績

(単位:人、%、円)

	合 計	
	受給者数(前年比)	支給金額(前年比)
平成16年度	230,623 (△50.9)	23,774,320,122 (△73.5)
平成17年度	159,066 (△31.0)	11,807,546,776 (△50.3)
平成18年度	138,982 (△12.6)	10,343,182,215 (△12.4)
平成19年度	122,721 (△11.7)	9,027,362,887 (△12.7)
平成20年度	123,866 (0.9)	7,422,472,676 (△17.8)
平成19年 8月	12,426 (△22.7)	947,021,298 (△27.6)
9月	9,284 (△19.1)	666,173,196 (△16.2)
10月	13,695 (△16.9)	1,020,741,847 (△17.2)
11月	15,380 (△ 4.7)	950,767,111 (△ 9.8)
12月	10,726 (△ 6.6)	644,246,198 (△ 8.5)
平成20年 1月	8,195 (△ 3.2)	563,288,871 (△ 2.9)
2月	7,654 (△ 0.9)	523,780,460 (△ 6.2)
3月	9,093 (△ 2.3)	697,734,545 (△ 5.6)
4月	10,373 (0.5)	888,189,288 (△ 3.3)
5月	7,978 (△ 7.5)	592,354,103 (△16.2)
6月	7,552 (△ 4.0)	509,089,639 (△15.7)
7月	10,997 (16.3)	776,741,756 (△ 1.0)
8月	13,846 (11.4)	899,326,093 (△ 5.0)
9月	12,391 (33.5)	779,870,868 (17.1)
10月	15,548 (13.5)	1,011,888,998 (△ 0.9)
11月	12,735 (△17.2)	521,249,303 (△45.2)
12月	9,428 (△12.1)	367,674,222 (△42.9)
平成21年 1月	7,640 (△ 6.8)	326,150,772 (△42.1)
2月	6,398 (△16.4)	256,633,034 (△51.0)
3月	8,980 (△ 1.2)	493,304,600 (△29.3)
4月	10,305 (△ 0.7)	577,970,656 (△34.9)
5月	8,190 (2.7)	312,655,146 (△47.2)
6月	9,440 (25.0)	308,876,216 (△39.3)
7月	11,568 (5.2)	407,793,417 (△47.5)
8月	14,129 (2.0)	525,947,539 (△41.5)

(注) 支給金額は業務統計値である。

短期雇用特例求職者給付金の支給状況

《 概要 》

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前１年間に被保険者期間が６月（注１）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の３０日分（注２）の一時金が支給される。

注１）雇用保険法附則第３条の規定により、実質的には４月と２２日で足りる。

注２）当分の間は４０日分

（単位：人、千円）

	受給者数		支給金額	
		(前年度比)		(前年度比)
平成16年度	253,910	(△ 8.0)	63,416,426	(△ 10.4)
平成17年度	235,339	(△ 7.3)	58,283,923	(△ 8.1)
平成18年度	220,509	(△ 6.3)	54,503,221	(△ 6.5)
平成19年度	199,512	(△ 9.5)	41,789,624	(△ 23.3)
平成20年度	181,924	(△ 8.8)	35,331,519	(△ 15.5)
平成20年4月	19,506	(6.6)	4,004,490	(△ 15.0)
5月	11,069	(△ 13.8)	2,272,450	(△ 31.6)
6月	6,857	(△ 8.0)	1,328,613	(△ 26.4)
7月	4,890	(△ 5.6)	788,999	(△ 25.0)
8月	4,542	(△ 10.5)	743,190	(△ 30.2)
9月	2,454	(6.0)	455,181	(△ 17.9)
10月	1,452	(△ 13.7)	266,141	(△ 32.4)
11月	3,385	(△ 32.9)	606,257	(△ 35.4)
12月	21,747	(△ 3.1)	3,887,360	(△ 4.2)
平成21年1月	62,543	(△ 14.3)	12,470,818	(△ 15.5)
2月	29,986	(△ 8.2)	5,837,415	(△ 8.9)
3月	13,493	(△ 0.1)	2,670,605	(△ 1.7)
4月	18,252	(△ 6.4)	3,688,844	(△ 7.9)
5月	9,436	(△ 14.8)	1,901,380	(△ 16.3)
6月	6,054	(△ 11.7)	1,142,379	(△ 14.0)
7月	4,606	(△ 5.8)	720,773	(△ 8.6)
8月	4,084	(△ 10.1)	638,386	(△ 14.1)

（注１）各年度の数値は年度合計値である。

（注２）支給金額は業務統計値である。

（注３）平成19年10月1日以降の離職者より給付日数30日（当分の間40日）に改正している。

日雇労働求職者給付金について

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者であって、一定の要件を満たす者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。（認定日ごとに現金で支給。）

等 級	給 付 金 日 額	賃 金 日 額 区 分	印紙保険料額(労使折半)
第 1 級	7,500円	11,300円以上	176円
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満	146円
第 3 級	4,100円	8,200円未満	96円

* 1 日雇労働被保険者の要件

日雇労働者であって次のいずれかに該当する者

- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外に居住し、適用区域外の適用事業で、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づき厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ なお、直近 2 月の各月に、同一事業主に 18 日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者

* 2 支給日数

受給資格決定月における最大支給日数は、前 2 月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13 日（印紙 26 から 31 枚）～17 日（印紙 44 枚以上）。

日雇労働求職者給付金の支給状況

(単位：人、千円)

	被保険者数	受給者実人員				支給金額			
			1 級	2 級	3 級		1 級	2 級	3 級
平成16年度	33,337	19,490	16,096	2,065	1,399	18,110,221	15,772,999	1,571,444	764,066
平成17年度	29,770	17,232	14,067	2,020	1,201	15,390,424	13,334,030	1,407,564	646,752
平成18年度	26,244	15,103	12,251	1,780	1,115	13,046,361	11,148,488	1,304,494	592,356
平成19年度	24,638	14,259	11,535	1,746	1,022	12,457,157	10,620,582	1,283,971	551,052
平成20年度	24,556	13,566	10,903	1,772	938	11,931,552	10,115,073	1,299,545	516,637
平成20年 6 月	24,612	13,413	10,811	1,648	956	918,690	785,409	94,097	39,184
7 月	24,338	13,319	10,770	1,651	933	988,461	841,674	102,901	43,886
8 月	24,743	13,736	11,049	1,761	952	985,918	838,563	105,108	42,246
9 月	24,717	13,581	10,870	1,803	955	1,016,795	856,652	115,314	44,829
10月	24,583	13,471	10,837	1,746	922	987,286	836,763	107,576	42,948
11月	24,555	13,464	10,819	1,762	903	889,740	752,259	100,155	37,326
12月	24,605	13,450	10,741	1,850	934	796,646	666,496	92,783	37,367
平成21年 1 月	24,584	14,949	11,884	2,216	966	1,459,657	1,236,714	165,683	57,261
2 月	24,648	12,931	10,286	1,757	943	835,324	701,185	95,238	38,901
3 月	24,613	12,483	9,879	1,770	904	911,347	760,434	107,793	43,120
4 月	24,486	12,576	9,997	1,729	884	922,995	775,531	107,378	40,086
5 月	24,399	12,438	9,926	1,742	848	1,007,174	853,261	114,024	39,889
6 月	24,839	11,724	9,172	1,733	876	876,913	731,260	105,301	40,353
7 月	24,934	11,603	9,022	1,702	897	857,579	712,906	102,722	41,952

(注1) 年度計は決算終了後の確定値であり、各月分は事業月報による暫定値であるため、各月の累計は年度計に必ずしも一致しない。

(注2) 被保険者数は、日雇労働被保険者手帳交付数により推計したものである。